

リ ダ ー		設 計		校 合	
-------------	--	--------	--	--------	--

~~設計書~~
令和7年度 委託 仕様書

- 1 委託名 川越市保健所・総合保健センター浄化槽保守管理業務委託
- 2 施行場所 川越市大字小ケ谷817番地1
- 3 積算原価
(月額) _____ 円
- 4 予定支出額
(月額) _____ 円
- 5 委託内容

川越市保健所・総合保健センターの浄化槽の保守点検、調整及び総合保健センター外トイレポンプ槽清掃を委託するものである。

- 6 施行理由

浄化槽の正常な機能の維持を図り放流水の適正な水質を確保するため。

A - 1 - 1 号 内 訳 書 (保 健 所)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接委託費	1 2	回			A-2-1号内訳書
一般管理費	1	式			
小 計					保健所保守点検費

B - 1 - 1 号 内 訳 書 (総合保健センター)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接委託費	2 6	回			B-2-1号内訳書
一般管理費	1	式			
小 計					総合保健センター 保守点検費

C - 1 - 1 号 内 訳 書 (センター外トイレポンプ槽清掃)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接委託費	1	回			C-2-1号内訳書
小 計					センター外トイレ ポンプ槽清掃

A - 2 - 1 号 内 訳 書 (保 健 所)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
点検直接費		人			
点検間接費	1	式			
注薬費		kg			
その他の経費	1	式			
小計 (直接委託費)					

B - 2 - 1 号 内 訳 書 (総合保健センター)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
点検直接費		人			
点検間接費	1	式			
注薬費		kg			
その他の経費	1	式			
小計 (直接委託費)					

C - 2 - 1 号 内 訳 書 (センター外トイレポンプ槽清掃)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
清掃作業直接費		人			
清掃作業間接費	1	式			
バキューム車		台			
高圧洗浄車		台			
小計 (直接委託費)					

川越市保健所・総合保健センター
浄化槽保守管理業務委託仕様書

川越市保健所 保健総務課

1 目的

本業務委託は、当施設の浄化槽について、保守点検の維持管理業務を適正に行い、浄化槽のもつ機能を十分発揮させることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 委託対象施設

- (1) 名称 川越市保健所・川越市総合保健センター
- (2) 場所 川越市大字小ケ谷 8 1 7 番地 1
- (3) 施設の概要 別記のとおり

3 委託期間

令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 1 0 年 9 月 3 0 日（3 年・3 6 箇月間）

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

- ・ 保健所棟 （1 月に 1 回）
- ・ 総合保健センター （2 週に 1 回）
- ・ 総合保健センター外トイレポンプ槽清掃（1 年に 1 回）

4 支払方法 毎月払い

- 5 入札書記載事項 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ月額を記載すること。

6 法律・規則等の遵守

受注者は、契約諸規定に従うとともに、次の諸法例等を遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 埼玉県浄化槽維持管理要領
- (4) 川越市浄化槽設置指導要綱
- (5) その他関連法規

7 諸書類の提出

受注者は、この業務の着手にあたり、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務従事者名簿 ※施設の管理運営上必要であるため。
- (3) その他市指定のもの

8 作業内容

受注者は、次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽の保守点検は処理方式を十分考慮のうえ、別表に準拠すること。
- (2) 保守点検の回数は次の表に定める基準回数を実施する。
- (3) 総合保健センター外トイレポンプ槽を年1回清掃すること。ただし令和7年度は実施し、令和10年度は実施しないものとする。
- (4) 各々の施設が年4回実施する放流水検査の放流水を採水すること。

合併処理

方 式 構 造	活性汚でい方式	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式
1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	_____	1週に1回
2. スクリーン及び流量調整タンク又は凝集槽を有する施設	_____	2週に1回 (総合保健センター)
3. 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	_____	3ヶ月に1回以上 (川越市保健所)

備 考

- (1) この表は通常の使用状態において、最低限度必要点検回数とする。
- (2) スクリーン付着物の除去及び消毒薬の補充については、表の回数にかかわらず、必要に応じて行うものとする。
- (3) 受注者は業務実施にあたり、事前に設置状況を確認するとともに、係員と十分打合せのうえ、その指示に従い開始すること。
- (4) 発注者から各機器等の異常又は故障の連絡があった場合は、速やかに保守又は修理を行わなければならない。
- (5) 受注者は各設備の構造を熟知するとともに、取扱い方法等について特に必要が認められる場合には、速やかに対処しなければならない。
- (6) 受注者は、保守点検の結果清掃が必要と判断した場合は、係員に報告するとともに清掃日時を協議し、当日は立ち会うものとする。
- (7) 受注者は、年1回実施する指定検査機関の行う水質に関する検査に立ち会うものとする。

9 責任者の指定

受注者は、委託施設における技術上の管理をつかさどる浄化槽管理士及び技術管理者を定めなければならない。

1 0 服装

業務に従事する者は、受注者が定めた衣服を着用し、胸にはネームプレートを付
けなければならない。

1 1 報告書の提出

受注者は、保守点検の都度その状況を報告するとともに、業務経過の確認上必要
な書類（業務完了報告書等）を整理し、報告を求められた場合には速やかに提出
しなければならない。

1 2 負担区分

- (1) 通常保守点検に要する機器・消毒薬・消耗品等は、受注者の負担とする。
- (2) 点検・故障時に交換部品・材料を有する場合は、あらかじめ発注者と協議し、
原則として発注者の負担とする。
- (3) 余剰汚泥の引抜処分費用は、発注者の負担とする。

1 3 諸官庁への届出

委託業務について、諸官庁への報告・届出等必要な場合には、その手続は受注者
の負担で代行するものとする。

1 4 その他の事項

- (1) この入札は地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結
することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するもの
であり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額につ
いて減額又は削除があった場合には当該契約を解除することができる」旨及び
損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
また、業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場
合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象
となる場合には、経過措置が優先して適用される。」旨を記載する。
- (2) 受注者は、業務を遂行するにあたり、建築設備機器等に損傷を与えないよう
十分に注意し、万一損傷した場合は、委託側の責に帰する場合を除き、その賠
償の責を負うものとする。
- (3) 受注者は、点検業務の実施にあたり、実施の日時、作業手順等発注者と十分
な打合せのうえ、その指示に従い実施すること。
- (4) 受注者は、業務の遂行にあたり、設備運用に支障のないよう十分に配慮し、
支障の生じるおそれがある場合は発注者と協議し、その指示に従い実施するこ
と。
- (5) 故障等発生の場合は、発注者と協議し、応急処置を施し必ず責任を持って現
況に復帰すること。
- (6) 受注者は、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき路上喫煙をしないよう
に努めること。また、敷地内においては喫煙を行わないこと（駐車場内の車内

含む)。

- (7) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても、誠意をもって行うこと。
- (8) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

1 施設の概要（川越市保健所）

- | | |
|----------|---|
| 1 処理対象 | 1) 合併（し尿及び雑排水） |
| 2 処理方法 | 1) 沈殿分離 + 担体流動方式
(建設省告示第1292号 第6担当) |
| 3 処理対象人員 | 1) 設計人員 (172) 人
2) 実処理人員 (172) 人 |
| 4 処理能力 | 1) 日平均汚水量 (34.5) m ³ /日
2) 放流水の水質 B O D (20) mg/L |
| 5 用途区分 | 1) 川越市保健所 |

・ 流入水質 B O D 200mg/L

・ 品 番 C P V - 20 - 172 (2C) - 34.5 (200) P G

設置年月日及び使用開始年月日

- | | |
|-----------|------------|
| 1 設置年月日 | 2004年2月27日 |
| 2 使用開始年月日 | 2004年4月1日 |

2 施設の概要（川越市総合保健センター）

- | | |
|------------|---|
| 1 処理対象 | 1) 合併（し尿及び雑排水） |
| 2 し尿浄化槽の形式 | 1) 新構造の浄化槽
(昭和56年6月1日以降に設置したもの) |
| 3 処理方法 | 1) 接触ばっ気方式 |
| 4 処理対象人員 | 1) 設計人員 (502) 人
2) 実処理人員 (502) 人 |
| 5 処理能力 | 1) 日平均汚水量 (80) m ³ /日
2) 放流水の水質 BOD (20) mg/L |
| 6 用途区分 | 1) 総合保健センター |

設置年月日及び使用開始年月日

- | | |
|-----------|------------|
| 1 設置年月日 | 1998年8月31日 |
| 2 使用開始年月日 | 1999年4月1日 |